



® 平成 30 年 8 月 29 日 (水)

No. 14762 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中小企業における知財マネジメントの基本④

中小企業における著作権の知財マネジメント (1)

☆知財高裁開廷一覧…………… (8)

中小企業における知財マネジメントの基本④

中小企業における著作権の 知財マネジメント

吉備国際大学大学院知的財産学研究科 教授 生駒 正文
上辻行政書士事務所長・知財マネジメント支援 上辻 靖夫

はじめに

第4次産業革命が加速し、目まぐるしく変化する
実社会、工業社会において、少子高齢化(国内経済
規模の拡大が将来なかなか困難である)、知識社会
化(無形資産価値拡大の向上が行われる)、グロー
バル化(コスト競争では新興国に勝てない何倍もの

スピードで市場環境が移行→大量消費型のマスマ
ケットから成熟市場)の中で、中小企業が勝ち残っ
ていくためには、企業資源を強化する基礎である知
的財産(技術、デザイン、ブランド、著作活動等)
を継続的に創造、保護、活用を図ることが中小企業
の利益を図るうえで最も重要な課題であろう。

特許業務法人



和国際特許事務所

Takawa international patent office

～人と技術・技術と社会を結ぶパートナー～

私たちは知的財産権及び技術のプロとして全力でお客様をサポートします～

代表 弁理士 篁 悟

代表 弁理士 垣内 順一郎

パートナー 弁理士 服部 秀一

パートナー 弁理士 宗像 孝志

弁理士 久保山 典子

弁理士 小牧 哲也

弁理士 小田木 美奈子

弁理士 植松 里紗子

弁理士 田中 大介

弁理士 本郷 徹

顧問 弁理士 高見 和明

外国部門長 ベルナルド ギルヒ

〒105-0003 東京都港区西新橋3丁目13番3号 ユニゾ西新橋三丁目ビル 2階

TEL: 03-5776-2700 FAX: 03-5776-2711 Email: take@take-pat.com URL: <http://www.take-pat.com/>

群馬支所 〒370-2213 群馬県甘楽郡甘楽町白倉61番地1

TEL: 0120-966-726 facebook: @takepatgunma

1. 知的財産権の中の企業資源としての著作権と産業財産権の関係

知的財産権 (人間の知恵＝無体物を対象) は大きく二つに分けることができる。一つは特許権 (発明)、実用新案権 (考案)、意匠権 (物品の形状・模様・色彩等の意匠)、商標権 (商品・サービスにつけるマーク) 等の権利をいう産業財産権 (産業的創作を保護)、もう一つは文芸、学術、美術、音楽の範囲で人間の思想、感情を創作的に表現した著作物に発生する著作権 (文化的創作の表現形式を保護) である。

著作権と産業財産権は、両者とも知的財産権である点で共通の特質を有するが後者が産業の発達を目的としているのに対して、著作権は文化の向上維持を目的としている。著作権は、著作物と著作者との関係がより密接であるとの考え方から著作行為によって直ちに権利が発生するが、産業財産権においては国家の付与行為があって始めて権利が生ずる。発明も精神的創作活動の所産である。

しかし発明は自然法則を利用した技術的思想の創作であって、客観的な思想である。コロンブスの卵であり、明らかにされた真理はだれにとっても真理である。発明に対する特権は、このように価値ある客観的な思想をできるだけ早く公表せしめて万民の福祉に役立てるために、最先者に独占的に実施する権利を付与する制度であり、期間も20年を越えない短期間のものである。これに対し著作権の対象である著作物は、著作者の個性、審美的余剰その他精神的公有物と区別されるものがなければならない。内容と形式、さらに形式は内部形式と外部形式に分折され、従来の内容について著作権は把握できないとされていたが、探偵小説の筋ごとく内容にも個性が示されているかぎりその内容について著作権が成立するとの主張も現われるにいたった。

コンピュータ・プログラムを著作権で保護することになり、特許発明と著作物はより関係が深くなったように思われる。又ビジネス特許もこれに加わっている。発明を保護する特許法と著作権法は、上述の通り、おのずから対象や方法において差異があるわけであるが、技術的思想がある具体的な応用例をプログラムに表現できると、その具体的な表現に対する保護により技術的思想が間接的に保護される結果となる。容易な発明はどんどん模倣でき、先発の

特許発明の権利範囲内であることが認定されることになるが、その発明を実施するコンピュータ・プログラムが作成されれば、そのような形式において基本的な技術的思想が保護され、それだけ技術的思想の不正な利用を防ぐことができるようになる。

特許法には発明の実施を強制する手段が法定されており、その手段はほとんど利用されていないとしても、この規定が不要な発明特許に対する抑止力となっている。これに対し著作権法にはかかる利用を強制する手段は法定されていない。

意匠法が保護する工業的意匠は、著作権法上の応用美術著作物と対象を区別することが困難なので、法律上いろいろ問題がある。国際的には著作権法で応用美術著作物を広く保護しようとする傾向にある。我が国の著作権法は、工芸美術品を保護すると規定しているが、裁判所は (一審決定にすぎないが) 量産された人形を工芸美術品に含める解釈をとったので、意匠法と応用美術に関する著作権法との間の取扱は論議を呼んでいる。

近年、子供用椅子デザインの工業的意匠に「著作権」を認めた知財高裁判決 (平27年4月14日、ノルウエー社の子供用椅子事件) が話題となり、家具業界や学界等に議論が白熱した。応用美術は、著作権法上の用語ではなく、純粋美術に対する用語である。応用美術とは、衣類・雑貨・家具等の実用品と結合した産業上利用される美的創作物をいい、これを美術の著作物として保護するか、意匠の保護となるかは問題がある。両制度の違い、特に保護期間、保護要件が異なるので、微妙で理論上も解決の困難な問題である。

応用美術の著作物はベルヌ条約が、美術の著作物とは別に1つの著作物類型と見ているのに、その保護を制限しているのは理由がない。コンピュータ・プログラムでさえ、著作権法で保護している現在において、応用美術の著作権保護を差し控える何らの理由もない。意匠法によって保護できない多数の種類に応用美術著作物が存在し、我が国はその隠れた宝庫であるこれを積極的に保護しない理由は見付からない。今後、これら応用美術品等を含めて、企業が保有する企業資源における著作権を見出し、掘り起こし、客観的に評価し、その経営手法を新しく確立することが極めて企業経営上、重要なことで知的財